七、株式会社勝谷銘菓総本舗に対する件

昭和四十七年（排）第十六号

排除命令

広島県佐伯郡宮島町千百三十番地、千百三十九番地合併
株式会社　勝谷銘菓総本舗
右代表者　代表取締役　勝谷　清

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社勝谷銘菓総本舗は、その販売する小売価額二百円の「宮島羊羹」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するため、すみやかに、同社が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容物は包装箱の総容積の約二十五パーセントに相当する量しかなかった旨を公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、その販売する小売価額二百円の「宮島羊羹」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて、過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいてした公示について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社勝谷銘菓総本舗（以下「勝谷銘菓」という。）は、肩書地に事務所を置き、羊かん類、せんべい類、砂糖菓子およびまんじゅう等の製造販売業を営む事業者である。

二　勝谷銘菓は、小売価額二百円の「宮島羊羹」と称する商品（別添写）を昭和三十九年から製造し、広島県の地域に販売している。

当該商品は、縦十九・八センチメートル、横十九センチメートル、高さ二・四センチメートル（総容積約九百三立方センチメートル）の「宮島羊羹」と表示された包装箱に、縦十八・三センチメートル、横四・一センチメートル、高さ一・六センチメートルの「宮島羊羹」「柿羊羹」および「海苔羊羹」とそれぞれ表示された棒状の包装容器四本が詰められ、あたかも外見からは、羊かんが包装容器一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、棒状の包装容器に詰められた各羊かん一本の大きさは、縦約十六・二センチメートル、横約三・九センチメートル、厚さ約〇・九センチメートル（体積約五十七立方センチメートル）であり、結局、羊かんの総体積（約二百二十七立方センチメートル）は、包装箱の総容積の約二十五パーセントに相当する量しかない。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、勝谷銘菓は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十七年六月十六日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉　文二

